

宇治市公共交通活性化委員会会議録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇治市公共交通活性化委員会運営規程第6条の規定に基づき、宇治市公共交通活性化委員会の会議録（以下「会議録」という。）の作成に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議録の記載事項)

第2条 会議録の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の名称及び議題
- (2) 開催日時、場所
- (3) 出席及び欠席委員の氏名
- (4) 職務のため出席した職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 傍聴者の人数
- (7) 会議内容の概要
- (8) その他委員会等が必要と認める事項

(会議録署名委員)

第3条 会議録に署名する委員は、会長及び委員1人とする。

(その他必要な事項)

第4条 この要領に定めるもののほか、会議録に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月31日から施行する。